九重町土木設計業務等委託契約約款（令和２年告示第２８号）新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
第一条～第二十五条　（略）	第一条～第二十五条　（略）
（賃金の変動に基づく業務委託料の額の変更）	（新設）
第二十五条の二	（新設）
履行期間中において、日本国内における賃金水準に予期しえない急激な変動が生じ、その結果業務委託料の額が著しく不適当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、業務委託料の額の変更について書面により協議を申し入れることができる。	（新設）
２　前項の規定による申し入れを行うことができるのは、次の各号の要件を満たす場合に限る。 一　申し入れ時点において、本契約の履行期間が二か月以上残存していること。 二　当該変更額が、変動前業務委託料の額（業務委託料の額から既履行部分に対応する金額を控除した額をいう。）と変動後業務委託料の額（変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前業務委託料の額に相応する額をいう。）との差額のうち、変動前業務委託料の額の千分の十を超える額であること。	（新設）
３　前項に基づく申し入れを行った発注者又は受注者は、算定根拠資料を添付した変更請求書類を相手方に提出し、発注者と受注者で協議を行うものとする。	（新設）
４　前項の協議を行った場合、発注者は協議の結果を書面により受注者に通知しなければならない。この場合において、受注者が当該通知を受領した日から十四日以内に書面により異議を述べなかったときは、受注者は当該決定に同意したものとみなす。	（新設）

第二十六条～第五十八条　（略）	第二十六条～第五十八条　（略）